

御坊市
学校施設適正規模・適正配置
基本計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル
募集要項

令和8年9月

御坊市

1. はじめに

本募集要項は、「御坊市学校施設適正規模・適正配置基本計画策定支援業務」を委託する事業者を公募型プロポーザルによって選定するための実施要項を定めたものである。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

御坊市学校施設適正規模・適正配置基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

(2) 委託業務の内容

別紙「御坊市学校施設適正規模・適正配置基本計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和10年3月31日まで

(4) 提案限度額

26,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、消費税率は10%とする。）

ただし、令和8年度支払限度額は7,900,000円とし、

令和9年度支払限度額は18,400,000円とする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間に、国及び地方公共団体から、それぞれの規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - (ア) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団準構成員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザルに参加しようとする者
- (7) 近畿圏内に事業所、支店（営業所）を有する者であること。

- (8) 法人業務実績として、次に掲げる同種業務又は類似業務（以下「同種業務又は類似業務」という）の履行実績を1件以上有すること。

A 同種業務

平成28年4月1日以降に国又は地方公共団体から発注され、令和8年3月31日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）で、次の①～③のいずれかに該当する業務の実績。

- ① 小学校又は中学校の、基本構想又は基本計画の策定業務の実績
- ② 小学校又は中学校の再編・再配置計画策定業務の実績
- ③ 小学校又は中学校の学校再編・再配置に関する学校施設整備候補地選定、基本構想策定業務の実績（改修計画や長寿命化計画は含めない。）

B 類似業務

平成28年4月1日以降に発注され、令和8年3月31日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）で、次の④～⑤のいずれかに該当する業務の実績。

- ④ 国又は地方公共団体等が発注する工事（★）で、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型三から十二に該当し、延べ面積5,000㎡以上の建築物の新築、改築に伴って行われた再編整備方針策定支援、事業手法検討支援、基本構想・基本計画策定支援等の発注者支援業務の実績
- ⑤ 国又は地方公共団体が発注した教育関連の調査・研究、計画等の業務実績

★ 国又は地方公共団体等が発注する工事

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事
- ・「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

- (9) 以下の資格等を有した技術者を、本業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者として配置すること。ただし、応募する事業者で過去3か月以上雇用されている者であること。

技術者	資格・業務実績等
管理技術者	①同種業務又は類似業務の履行実績を有すること。 ②次のいずれかの資格を有すること。ただし、照査技術者が当該資格を有する場合はこの限りではない。 ア 技術士（総合技術監理部門又は建設部門の都市及び地方計画） イ 一級建築士 ウ 公共建築工事品質確保技術者 エ CCMJ（認定コンストラクション・マネジャー） オ CFMJ（認定ファシリティマネジャー）
照査技術者	①上記ア～オのいずれかの資格を有すること。ただし、管理技術者が当該資格を有する場合はこの限りではない。
担当技術者	①本業務の担当技術者には同種業務又は類似業務の実績を有する者を配置することが望ましい。

4. 実施スケジュール

内容	期間等
公告（公募開始）	令和8年9月24日（木）
質問書の提出	令和8年10月15日（木）17時まで
質問書の回答	令和8年10月22日（木）予定
プロポーザル参加表明書の提出	令和8年10月29日（木）17時まで
参加資格者確認結果（プレゼンテーション参加可否）の通知	令和8年11月5日（木）予定
企画提案書等の提出	令和8年11月16日（月）17時まで
企画提案等のプレゼンテーション	令和8年11月24日（火）予定 ※予備日：11月26日（木）
選定結果通知	令和8年11月下旬
契約締結及び業務開始	令和8年12月初旬

5. 事業者の選定方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。公募型プロポーザル参加表明書等の書類提出による参加資格審査後、企画提案書等の提出による書類審査及びプレゼンテーションを実施する。その結果、1事業者を受託候補者として選定する。その手続きは本要項に定める様式等により行うものとする。

6. 質問書の受付・回答

本業務に関する質問の受付及び市からの回答は次のとおり実施する。なお、質問は任意であり、質問提出の有無がその後の審査に影響するものではない。

質問の 提出	提出期間	令和8年10月15日（木）17時まで
	提出方法	質問書（様式1）に必要事項及び質問の内容を記入し、末尾記載の担当窓口メールアドレス宛に送付すること。 ※メールの件名は「学校施設適正規模・適正配置 質問書」とすること。 ※送付後は市からの受領に関する返信メール（原則、翌開庁日までに送付）を必ず確認すること。
質問への 回答	回答日	令和8年10月22日（木）予定
	回答方法	御坊市のホームページで公表する。 ※提案内容に係るものなど公にすることが適当でないと市が判断する質問については、回答を質問者に対して個別に通知する。
留意事項		- 提出受付期間以外の質問及び所定の様式に拠らない質問や定められた質問方法以外の質問は受け付けない。 - 審査方法及び審査基準に関する質問には回答しない。 - 質問に対する回答は、回答の内容に応じて、本要項及びその他の配付された資料、様式集の追加又は修正とみなす。

7. 参加表明書等の提出

この募集に応募しようとする者は、次の要領に沿って参加申請書類を提出すること。

提出期間	令和8年10月29日（木）17時まで
提出場所	末尾記載の担当窓口
提出方法	持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出のうえ、提出書類一式の電子データ（PDF形式）を、末尾記載の担当窓口宛にメールにより提出すること。 ※郵送の場合は、簡易書留によるなど確実に到着する方法により郵送すること。
提出書類 （各1部）	① 参加表明書・誓約書（様式2） ② 法人概要書（様式3） ・ 法人概要が分かるパンフレット等を添付すること。 ③ 法人業務実績調書（様式4） ・ 実績を有していることを示す書類（契約書及び仕様書の写し等）を添付すること。 ④ 業務実施体制表（様式5） ⑤ 管理技術者の経歴等（様式6-1）、照査技術者の経歴等（様式6-2）、担当技術者の経歴等（様式6-3） ・ 保有資格を証明する書類の写しを添付すること。 ・ 実績を有していることを示す書類（契約書及び仕様書の写し等）を添付すること。 ・ 担当技術者の経歴等（様式6-3）については、最大2人分とする。 ⑥ その他 （ア）法人の登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。写しで可） （イ）消費税納税証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。写しで可） （消費税及び地方消費税の未納の税額がないことを証明するもの。様式「その3の3」）

8. 参加資格者確認結果（プレゼンテーション参加可否）の通知

参加表明書等の書類審査後、プロポーザルへの参加資格確認の結果及び提案書等の提出依頼について、令和8年11月5日（木）までにメールにより通知する。

ただし、5者以上の参加表明があった場合、プレゼンテーションに参加可能な者は、客観評価項目（見積価格評価を除く）の点数が上位4位以内の者に限る。

9. 企画提案書等の提出

参加資格者確認結果及び提案書等の提出依頼を受けた応募者は、次の要領に沿って企画提案書を提出すること。

提出期間	令和8年11月16日（月）17時まで ※提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は参加を辞退したとみなす。
提出場所	末尾記載の担当窓口
提出方法	持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出のうえ、提出書類一式の電子データ（PDF形式）を、末尾記載の担当窓口宛にメールにより提出すること。 ※郵送の場合は、簡易書留によるなど確実に到着する方法により郵送すること。
提出書類	① 企画提案書提出届（様式7）：1部 ② 出席予定者届（様式8）：1部 ③ 企画提案書（様式9）：正本1部・副本10部 ④ 見積書（様式任意）：1部 ・ 消費税及び地方消費税額を含んだ金額とすること。 ・ 内訳が分かるものとすること。 ・ 提案価格は、提案上限額を超えないこととする。ただし、本事業実施に関わる対応条件や責務範囲に変更が生じた場合は、この限りではない。 ⑤ アンケート発送業務の参考見積書（様式任意）：1部 ・ 保護者（必要な場合は地域住民を含む。）を対象としたアンケート調査（計4,000票）を実施するにあたり、アンケート調査票（発送用封筒含む）の印刷、封入封緘、発注者から提供された宛名ラベルの貼付及び郵送（切手代含む）の業務を受注する場合の参考見積書を提出すること。 ・ 当該参考見積書は、事業費を見込むための参考資料として徴するものであり、見積内容は本プロポーザルの評価に影響しない。また、本業務の受注者にアンケート発送業務を発注しない可能性もある。 ・ 実際のアンケートの形式や方法は未定であるので、現時点の想定で見積もること。なお、アンケート発送業務は再委託も可とする。
留意事項	・ 企画提案書の作成にあたっては、次の「10. 企画提案書作成要領」を参照すること。 ・ 提出のあった企画提案書等の内容に関して選定の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会及び確認を行う。

10. 企画提案書作成要領

(1) 提案テーマ

仕様書の内容を踏まえ、下記に示す3つのテーマについて、具体的かつ的確に記載すること。

テーマ1	「業務実施方針・実施体制」 ・ 本業務を確実かつ迅速に実施するための取組方針、実施体制のほか、業務工程や特に配慮する事項について
テーマ2	「学校再編のハード面の計画支援」 ・ 学校施設のあり方のビジョン、統合整備規模の算定、現学校敷地・施設の活用可否、候補地の抽出・比較検討、概算事業費の算出など、学校の適正規模・適正配置に向けた具体的な検討方法及び支援方策について

テーマ3	「計画策定・合意形成に向けたソフト面の支援」 ・計画策定に向けた調査（アンケート等）、庁内会議・住民説明会の運営支援、保護者や住民との合意形成・調整、意思決定等に関する支援方策について ・その他の個別・独自提案について
------	---

(2) 作成上の留意点

- ・ A3判・横型・横書き・片面印刷・左綴じで作成すること。
- ・ 左側には20mm以上の余白を設けること。
- ・ テーマごとに1ページ、合計3ページを作成し、左上をホチキス止めすること。
- ・ 企画提案書の表紙は不要とする。
- ・ 文字は10.5ポイント以上とし、図表の文字についてはこの限りではない。
- ・ 定められた様式に必要事項を記載の上、正本（1部）及び副本（10部）を提出すること。
- ・ 各ページの右上に、事務局から通知された受付番号を記載すること。
- ・ 応募者の会社名等が特定できる表示（ロゴや業務実績の具体名等含む）は、一切付さないこと。
- ・ 担当者の個人名は記載せず、「担当者A」などの表記とすること。
- ・ プレゼンテーション時にプロジェクターで放映できる内容は、企画提案書に記載された内容のみとする。ただし、文言が同じであれば改行やフォントの変更は可とし、文章や図表の一部を抜粋して表示することは可とする。

11. 企画提案等のプレゼンテーション

企画提案内容等に関して、次の要領にてプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

実施日	令和8年11月24日（火） ※予備日：令和8年11月26日（木）
実施場所	御坊市役所
実施方法	プレゼンテーション及び質疑応答 （プレゼンテーション：20分 質疑応答：10分）
留意事項	・ プレゼンテーション出席者は管理技術者及び主たる担当者含め計3人以内とする。 ・ やむを得ずプレゼンテーション出席者が変わる場合は、事前に連絡すること。 ・ プレゼンテーションにおける説明資料は、あらかじめ提出した企画提案書（企業名等を伏せた副本）を用いることとし、企画提案書に記載されていない追加提案や追加資料の配布は不可とする。 ・ 事業者は説明にあたり、事務局が用意するプロジェクター、スクリーンを使用することができる。ただし、パソコンは提案者にて準備すること。 ・ プレゼンテーションは非公開とする。 ・ プレゼンテーションは匿名で行うため、会社名やロゴが表示された服装は避けること。 ・ プレゼンテーション時は、会社名や個人名を名乗らないこと。また、業務実績の固有名詞についても発言しないこと。 ・ 詳細については、参加表明書（様式）に記載されている連絡先宛に別途通知する。

12. 企画提案審査及び選定結果通知

(1) 審査方法

御坊市学校施設適正規模・適正配置基本計画策定支援業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最も評価が高かった提案事業者を受託候補者とする。なお、受託候補者と合意に至らない場合は、総合得点が次に高い者と交渉を行う。

選定委員会の委員は、教育長、企画政策部長、総務部長、福祉部長、産業建設部長、総務部技監、学識経験者の7名とする。

(2) 選定評価基準

審査は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションをもとに、別に定める「御坊市学校施設適正規模・適正配置基本計画策定支援業務プロポーザル評価基準」の項目ごとに点数化し、総合的な評価を行う。

(3) 選定結果通知

選定結果については、結果に関わらず応募者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、受託候補者については、事業者名・点数を、令和8年12月4日まで（予定）に市ホームページに掲載する。なお、選定結果に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 失格事項

次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 「3. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 実施要領で示した提出期限、提出場所、提出方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ・ 提案価格が提案上限額を超えている場合
- ・ 審査の公平性を害する行為及び提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- ・ 選定委員会の委員に対して、直接又は間接的に不適切な連絡をした場合
- ・ 評価点数の合計点が最低基準点とする50点に満たない場合
- ・ その他、実施要項に定める手続きを遵守しない場合

13. 契約

特定された受託候補者と提出された企画提案書等を基に業務内容について協議したうえで、業務委託契約を締結する。

14. その他留意事項

- (1) 提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加に係る経費は全て参加者の負担とする。
- (3) 災害事故等やむを得ない事由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、本事業を停止、中止することがある。なお、この場合において、当該企画提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (4) 災害事故等やむを得ない事由等によりプレゼンテーションを中止したときは、書類審査のみで評価する場合がある。この場合、最低基準点を下回る参加者であっても受託候補者に選定することができるものとする。
- (5) 提出された書類は選考に関する目的以外には使用しない。但し、提出された書類は、審査に必要な範囲で複製又は複写することがある。
- (6) 本提案に係る提出物については返却しない。
- (7) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。

- (8) 応募者又は企画提案書等提出事業者が1名のみとなった場合でも、本プロポーザルは有効とする。
- (9) スケジュール変更については、各応募者に別途通知する。
- (10) 担当課以外に本プロポーザルに関する質問等をしないこと。
- (11) 提案書に記載された内容は、特に明記がない場合は委託後に追加費用を伴わずに実施する意思があるものとする。
- (12) 本提案により採用されたことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではない。

15. 情報公開について

- (1) 受託候補者の選定情報については、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号）に基づき、公開することを原則とする。
- (2) 公開対象文書及び公開基準は下表のとおりとする。

凡例 ○：開示 △：部分開示（注1） ×：不開示

公開対象文書		契約締結前	契約締結後
募集	募集要項、仕様書	○	○
申請	企画提案書等の提出書類	×	△（※1）
審査	選定委員名簿	×	○
結果	評価結果（集計）	×	○
	各委員の評価点	×	△（※2）

（※1） 情報公開条例第7条第2号（個人に関する情報）、第3号（法人に関する情報）その他第7条各号に掲げる不開示情報に該当する箇所については不開示

（※2） 各委員の氏名等が特定できない形で開示

16. 担当・提出先

御坊市教育委員会 教育課

担当：石橋、坂尻

住所：〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2

電話：0738-23-5526

電子メール：kyousou@city.gobo.lg.jp